

法人会員の入会資格

一般社団法人日本建設業連合会

当会の法人会員の入会資格は以下のとおりです。

1. 建設業法に定める特定建設業者として国土交通大臣の許可（土木工事業または建築工事業）を受けた内国法人であること
2. 最近 2 年間の年平均元請完成工事高（土木一式工事（プレストレストコンクリート工事を除く）および建築一式工事に係るものに限る）が 100 億円以上であること

なお、入会手続きの際には、本会の理事が属する法人会員 2 社の推薦書をご提出いただいております。詳しくは以下までお問い合わせ下さい。

以 上

総合調整グループ

03-3553-0701